

予備日	受審要件を満たす者	平成17年	3	10(木)	10時から	別途指定する場所

熊本県公告第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上松尾地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上松尾地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年2月16日から平成16年3月12日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営末広地区土地改良事業（区画整理、農業用道路、農業用排水施設）の計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営末広地区土地改良事業（区画整理、農業用道路、農業用排水施設）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年2月16日から平成16年3月12日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第111号

熊本市平山地区土地改良事業共同施行者井上博明外10名から数人が共同して行う土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成16年2月3日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧期間
平成16年2月16日から平成16年3月12日まで
- 2 縦覧場所
熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 規約
 - (2) 平山地区土地改良事（区画整理）計画書の写し

熊本県公告第112号

熊本県が現在開発を進めている「熊本県電子申請受付システム」に「携帯電話申請機能」「代理申請機能」を付加させることとしているので、当該付加機能の設計・開発に係る提案資料等を募集する。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 委託業務概要
 - (1) 名称
熊本県電子申請受付システム付加機能開発業務
 - (2) 概要

- 熊本県電子申請受付システムを開発するに当たり必要となる下記付加機能等の設計・開発
- 2 提案資料等の内容
提案資料等に記載する内容については、「熊本県電子申請受付システム付加機能開発業務企画提案実施要領」において明示する。
 - 3 委託期間
契約締結の日から平成16年3月18日まで
 - 4 提案参加資格
提案参加に当たっては、単独で参加する場合のほか共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)、(3)及び(4)に掲げる要件のすべてを、共同参加の場合は次の(2)、(3)及び(4)に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
 - (1) 単独参加の場合の資格要件
 - ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務(取扱業種01情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理並びに02情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発及び維持管理等)に登録された者であること。
 - イ 本調達への共同参加を行っていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - カ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者。
 - (2) 共同参加の場合の資格要件
 - ア 全体
 - (ア) 共同参加者は3者以内とすること。
 - (イ) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 - イ 各共同参加者
 - (ア) (1)のア、ウ、エ、オの要件を満たしていること。
 - (イ) 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
 - (ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。
 - (3) 電子申請受付システムの開発に携わった経験を有すること。
 - (4) 携帯電話の機能等について熟知していること。
 - 5 提案資料の提出期限
 - (1) 受付期限 平成16年2月20日(金曜)午後5時(郵送による場合は必着のこと。)
 - (2) 受付場所 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 企画振興部情報企画課(電話番号096-383-1111 内線番号3088)
 - 6 説明書の交付等
この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県電子申請受付システム付加機能開発業務企画提案実施要領」を交付する。
 - (1) 交付期限 平成16年2月18日(水曜)午後5時
 - (2) 交付場所 5の(2)に同じ。
 - 7 この業務委託の詳細は、「熊本県電子申請受付システム付加機能開発業務仕様書」による。
 - 8 その他
この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、業務委託するものとする。

熊本県公告第113号

県有財産を次のとおり売却する。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
上益城郡矢部町城平字原畑995番2
宅地 572.21平方メートル(実測)
最低売却価格 5,830,000円
- 2 入札期日
平成16年2月25日(水) 午前11時30分
- 3 入札場所
上益城郡矢部町下馬尾265 熊本県上益城地域振興局土木部会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属す